

長野市上下水道局排水設備設置資金融資 あっせん及び助成要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市内において、排水設備の設置（くみ取り便所の水洗便所への改造及びし尿浄化槽からの切り替えを含む。以下同じ。）を行おうとする者（法人を除く。）に対する資金の融資あっせん、及び排水設備の設置を行おうとする高齢者に対し資金の助成をすることにより、排水設備の普及の促進を図り、もって快適な生活環境の整備に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備 長野市公共下水道条例（昭和41年長野市条例第122号。以下「公共下水道条例」という。）第2条第5号に規定する排水設備、長野市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成6年長野市条例第36号。以下「農業集排水条例」という。）第2条第4号に規定する排水設備又は長野市戸別浄化槽の管理に関する条例（平成16年長野市条例第100号。以下「戸別浄化槽条例」という。）第2条第4号に規定する排水設備をいう。
- (2) 排水義務者等 公共下水道条例第2条第8号及び農業集排水条例第2条第2号に規定する排水義務者、戸別浄化槽条例第2条第2号に規定する住宅等所有者をいう。
- (3) 受託金融機関 設置資金の融資を行う金融機関で、次に掲げるものをいう。
 - ア 株式会社八十二銀行
 - イ 株式会社長野銀行
 - ウ 長野信用金庫
 - エ ながの農業協同組合
 - オ グリーン長野農業協同組合
 - カ 長野県信用組合
 - キ 長野県労働金庫

(融資対象者)

第3 排水設備設置資金（以下「設置資金」という。）の融資の申込みをすることができる者（市税を滞納していない者に限る。）は、住居として使用されている建物（第10の2に規定する申請を行う建物を除く）に排水設備の設置を行おうとする排水義務者等及びその者の同意を得た親族又は当該建物の使用者の

うち、受託金融機関の定める条件に適合する者とする。

(助成対象者)

第3の2 排水設備設置資金高齢者助成金（以下「助成金」という。）の申請をすることができる者（市税を滞納していない者に限る。以下「助成対象者」という。）は、自らが所有し居住する住居として使用されている建物（第10第1項及び2項に規定する申請を行う建物を除く）に排水設備の設置を行おうとする排水義務者等で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす個人とする。

- (1) 長野市に住民登録のある申請時の年齢が71歳以上の者であること。
- (2) 水道料金、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金、農業集落排水事業分担金又は戸別浄化槽事業分担金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (3) 同一世帯に属する者の収入の額が520万円（当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、383万円）未満であること。
- (4) 生活保護世帯に属していないこと。
- (5) 戸別浄化槽については、戸別浄化槽条例第10条第1項に定める確認申請書が、第5条に定める設置完了日から起算して1年以内に受理されていること。

第4 削除

(融資額)

第5 設置資金の融資額は、排水設備の設置に係る工事費（店舗併用住宅は業務のみに使用する部分を除く。）の範囲内で、15万円以上80万円以下とする。ただし、5万円単位とする。

- 2 共同住宅について前項の規定を適用する場合は、同項本文に掲げる額は、当該共同住宅の構成単位となる1戸当たりの額とする。
- 3 一般住宅及び店舗併用住宅の内、合併浄化槽からの切替えの場合を除く排水設備工事について次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす場合は、第1項本文に掲げる金額は15万円以上100万円以下とする。
 - (1) 起点となる掃除口から検査口までの屋外配管延長が30メートルを超える場合
 - (2) 大便器2個以上を水洗式に切替える場合

(助成金の額)

第5の2 助成金の額は、排水設備の設置に係る工事費（店舗併用住宅は業務のみに使用する部分を除く。）の1割（1円未満の端数があるときは、当該端数を切捨てた額）とする。ただし、5万円を上限とする。

(償還期間及び利率)

第6 設置資金の償還期間は、融資の実行日から起算して5年以内とする。

- 2 設置資金の融資利率は、年1パーセントとする。

(償還方法等)

第7 設置資金の償還方法は、元利均等月賦償還とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができるものとする。

(返還)

第8 長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、設置資金の融資又は助成を受けた者が次の各号の一に該当するときは、第6第1項の規定にかかわらず、当該設置資金の融資又は助成を受けた者に対し、設置資金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 設置資金を融資又は助成の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により融資又は助成を受けたとき。
- (3) その他正当な理由がなく融資又は助成の条件に違反したとき。

(受託金融機関の定める条件)

第9 第5から第8までに定めるもののほか、融資の条件は、受託金融機関の定めるところによる。

(融資の申込み)

第10 第3第1号に規定する者（以下「1号対象者」という。）は、設置資金の融資を受けようとするときは、排水設備設置資金融資対象者証交付申請書（様式第1号）及び市税の納付確認に関する同意書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 工事金額見積書
- (2) その他管理者が必要と認める書類

2 削除

3 第1項の申請書及び第2項の申込書は、公共下水道条例第7条第1項、農集排条例第6条第1項、又は戸別浄化槽条例第10条第1項に規定する排水設備の工事の確認の申請を行う際提出しなければならない。

(助成金の申請)

第10の2 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、排水設備設置資金高齢者助成金交付申請書（様式第12号）及び市税の納付確認に関する同意書（様式第13号）に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に申込まなければならない。

- (1) 同一世帯に属する者の内、学齢期の者及び学齢に達していない者を除く全員の市・県民税課税内容証明書
- (2) 工事金額見積書
- (3) 全部事項証明書（申請建物に係るもの）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

- 2 第1項の申請書は、公共下水道条例第7条第1項、農集排条例第6条第1項、又は戸別浄化槽条例第10条第1項に規定する排水設備の工事の確認の申請を行う際提出しなければならない。

(融資あっせんの決定)

- 第11** 管理者は、第10第1項の申請書の提出があったときは、融資対象者であることを確認の上、排水設備設置資金融資対象者証（以下「融資対象者証」という。）（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

(助成金の交付決定)

- 第11の2** 管理者は、第10の2の申請書の提出があったときは、助成対象者であることを確認の上、工事見積額に基づき助成金交付予定額を算定し排水設備設置資金高齢者助成金交付決定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

- 第12** 削除

(融資あっせんの期限)

- 第13** 融資対象者証の発行の日から6カ月以内に第15第2項に定める設置資金の融資決定の通知が受託金融機関からないときは、融資対象者証による融資あっせんの決定は無効とする。

(助成の期限)

- 第13の2** 排水設備工事計画の確認申請が承認された日から6カ月以内に公共下水道条例第7条第4項、農集排条例第6条第4項、又は戸別浄化槽条例第10条第3項に規定する排水設備の工事の完了の届出（以下「排水設備工事完了届」という。）がないときは、助成対象者に対する助成は無効とする。

(受託金融機関での手続)

- 第14** 設置資金の融資を受けようとする者は、受託金融機関所定の申込書に、1号対象者にあつては融資対象者証を、2号対象者にあつては融資あっせん決定通知書を添えて、受託金融機関へ申し込まなければならない。

(融資の決定)

- 第15** 受託金融機関は、前条の規定による申込みについて所定の審査を行い、適当と認めるときは、融資を決定し、その旨を申込者に通知しなければならない。
- 2 受託金融機関は、前項の規定による融資の決定を行ったときは、排水設備設置資金融資決定通知書（様式第8号）により管理者に通知しなければならない。

(工事の設計変更等)

- 第16** 設置資金の融資を受けた者は、排水設備の設置に係る工事の設計変更により、工事費の額に変更があったときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、設置資金の融資額を変更しなければならないときは、

管理者は、受託金融機関に通知するものとする。

(融資の実行)

第17 管理者は、第15第2項の規定により通知を受けた設置資金の融資に係る工事が公共下水道条例第7条第4項、農集排条例第6条第4項又は戸別浄化槽条例第10条第3項に規定する検査（以下「排水設備工事完了検査」という。）に合格したときは、排水設備設置資金融資実行依頼書（様式第9号）により、受託金融機関に融資の実行を依頼するものとする。

(助成金交付額の確定及び交付)

第17の2 助成対象者は排水設備工事完了届の提出後速やかに排水設備設置資金高齢者助成金対象工事完了報告書（様式第15号）に排水設備工事代金の領収書（原本）を添えて管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項に規定する報告書を審査の上、工事代金の支払額に基づき交付予定額の範囲内で交付額を確定し、助成対象者に排水設備設置資金高齢者助成金交付額確定通知書（様式第16号）により通知する。

3 助成対象者は、前項の規定による助成金交付額確定通知を受けたときは、排水設備設置資金高齢者助成金交付請求書（様式第17号）により請求しなければならない。

4 管理者は、前項に規定する請求により交付するものとする。

(融資の状況報告)

第18 受託金融機関は、融資を実行した時は融資対象者の各月の予定未償還残高が記載された書類、融資が完済された時は完済日が記載された書類を管理者に提出しなければならない。

2 受託金融機関は、定期的に融資の状況を排水設備設置資金融資状況報告書（様式第10号）により管理者に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要と認めるときは、受託金融機関に対し随時融資状況の報告及び関連する資料の提出を求めることができるものとする。

(利子補給)

第19 管理者は、受託金融機関に対し、融資対象者と受託金融機関の契約に基づく元利均等月賦償還の毎月末の予定償還残高（本人及び受託金融機関の都合により当該月の償還予定分が翌月に繰り越される場合は、これを考慮しない。）に別に定める利率を乗じて算定した額の利子補給を行うものとする。ただし、繰上返済後の予定償還残高に係る利子補給は行わない。

第20 削除

第21 削除

第22 削除

第23 削除

第24 削除

(文書の様式)

第25 この要綱に定める文書の様式については、管理者が別に定める。

(補則)

第26 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）から

附 則（令和2年4月1日）まで略

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(長野市上下水道局排水設備設置資金融資あっせん及び助成要綱)

様式第1号 (第10関係)

排水設備設置資金融資対象者証交付申請書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

次のとおり排水設備設置資金の融資を受けたいので、融資対象者証の交付を申請します。

※太枠の中を記入してください。				受付番号	第 号
申 込 者	住 所	〒		工事確認申請審査終了年月日	
	ふりがな			年 月 日	
	氏 名			連絡先 電話番号	() —
施 工 場 所		☐ 住所に同じ ☐ その他 → 長野市			
融 資 希 望 金融機関名				支店 支所	
融資希望額 (下記注意参照)		円	償 還 希 望 回 数	回	
工 事 費		円	共同住宅の場合は、居住可 能戸数	戸	
工 事 内 容		排水設備新設 浄化槽切替え	住宅の種類	持 家 貸 家 借 家	
指定工事店名 及び代表者名		生 年 月 日		年 月 日 (歳)	
		備 考			

- (注意) 1 融資希望額の欄は工事費の範囲内で15万円から5万円単位になります。
融資限度額は工事の内容、戸数等によって異なりますのでご注意ください。
- 2 店舗併用住宅は業務のみに使用する部分の工事費を差し引いた額の範囲内で融資希望額を記入してください。
- 3 私道内共同管及び宅地内排水ポンプの補助金を受ける場合は、工事費から補助金を差し引いた額の範囲内で融資希望額を記入してください。
- 4 工事内容及び住宅の種類は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 金融機関所定の保証制度の対象となるご年齢は、概ね 八十二銀行 … 72歳、農協 … 65歳、その他の金融機関 … 70歳 までです。

- (添付書類) ☐ 市税の納付確認に関する同意書
- ☐ 見積書 (店舗併用住宅は業務のみに使用する部分は融資の対象とならないため、分けて記載してください)
- ☐ 位置図
- ☐ 排水設備設置資金融資の申込みに係る同意書 (排水設備工事申請者本人が融資を申込む場合は不要)

様式第 2 号 (第10関係)

市税の納付確認に関する同意書

年 月 日

(宛先) 長野市長

長野市上下水道局排水設備設置資金融資対象者証の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(長野市上下水道局排水設備設置資金融資あっせん及び助成要綱)

様式第12号 (第10の2 関係)

排水設備設置資金高齢者助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

※太枠の中を記入してください。

		受付番号	第	号
申 請 者	住 所	〒 ー 長野市		
	ふりがな			
	氏 名	生 年 月 日 月 日	年 月 日 (歳)	
	連 絡 先 電話番号	() ー		

長野市上下水道局排水設備設置資金融資あっせん及び助成要綱第10の2の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧に同意し助成金の交付を申請します。

建 物 所在地	長野市	工事費 見積額	円
------------	-----	------------	---

- (添付書類) ☐ 市税の納付確認に関する同意書
- ☐ 市・県民税課税内容証明書 (全部事項の証明)
- ※住民票が分かっているか否かに関わらず、同居している方のうち中学生以下の子供を除く全員の証明書が必要です。
- ☐ 排水設備指定工事店の見積書 (写し可)
- ※店舗併用住宅の場合、業務のみに使用する部分は助成の対象外になります。添付する見積書には、住居部分か業務用部分なのかが分かるように記載していただくよう、契約した指定工事店にお伝えください。
- ☐ 全部事項証明書 (申請建物に係るもの)
- ☐ 位置図

様式第13号（第10の2 関係）

市税の納付確認に関する同意書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市上下水道局排水設備設置資金高齢者助成金の申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ (印)